

17 議総第 23 号
平成 17 年 10 月 11 日

長野県知事 田中康夫 様

長野県議会議長 萩原 清



県有施設における受動喫煙防止対策について

平成 17 年 8 月 23 日付の当方の提案に対し、8 月 25 日付で貴職から「議会棟東側の屋外」を「議員用喫煙所」とする旨のご提案をいただきました。

しかしながら貴職提案の場所は、県庁及び議会棟の正面通路として多くの県民が通行するところであり、そうした場所での喫煙は、通行人に受動喫煙を強いることとなります。健康増進法の趣旨は、受動喫煙を防ぐことであり、そのためには排煙装置を設けた喫煙施設を造り分煙の徹底を図ることが必要です。

先に提案した第 1 議員面会室は、気密性が高いうえ、議会棟の他の部屋から離れているため、排煙装置を付けたとき、屋外に排出される煙が他の部屋の窓から流入することもなく、高い分煙効果が期待される場所です。従って、議会としては、各党派議員控室を禁煙とすることとし、第 1 議員面会室を県民の誰もが利用することのできる喫煙場所とすることを再度提案します。